



2026 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 L I N E ヤ フ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 出澤 剛
(コード：4689 東証プライム)
問い合わせ先 取 締 役 C F O 坂 上 亮 介
(電話：03-6779-4900)

**(経過開示) BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム (証券コード：2371)
に対する公開買付けの開始予定に係る一部変更に関するお知らせ**

当社並びにベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）は、2026 年 7 月 29 日付「(経過開示) BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム (証券コード：2371) に対する公開買付けの開始予定及び当社による BCPE Blitz Cayman, L.P. への間接的な共同出資予定に関するお知らせ」及び 2026 年 8 月 21 日付「(経過開示) BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム (証券コード：2371) に対する公開買付けの開始予定に係る経過に関するお知らせ」において、ベインキャピタルにより組成されたリミテッド・パートナーシップであり、かつ、LINE ヤフー株式会社による間接的な出資が予定されている BCPE Blitz Cayman, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）が、株式会社東京証券取引所プライム市場に上場している株式会社カカコム（以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施を予定していること等を公表しておりました。

今般、公開買付者が、2026 年 9 月 16 日付で、別添の『株式会社カカコム (証券コード：2371) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ』の一部変更に関するお知らせ』を公表いたしましたので、お知らせいたします。

別添にも記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格を 3,597 円（ただし、KDDI 株式会社との間で不応募契約を締結できた場合には、3,720 円）に引き上げることといたしました。

また、本日時点において、本公開買付けの実施のために必要なクリアランスの取得は全て完了しております。公開買付者は、対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られた時点で本公開買付けを速やかに開始する予定です。

詳細については、別添のプレスリリースをご参照ください。

なお、今後、開示すべき事項が発生した場合には、速やかに公表いたします。

(添付) 『株式会社カカコム (証券コード：2371) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ』の一部変更に関するお知らせ』

2026 年 9 月 16 日

各 位

BCPE Blitz Cayman, L.P.
BCPE Blitz GP, LLC
(General Partner)

**「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」
の一部変更に関するお知らせ**

ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ（以下「ベインキャピタル」といいます。）並びに LINE ヤフー株式会社（以下「LINE ヤフー」といいます。）は、2026 年 7 月 29 日付「（経過開示）BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定及び当社による BCPE Blitz Cayman, L.P. への間接的な共同出資予定に関するお知らせ」（以下「7 月 29 日付買付者プレスリリース」といいます。）において、ベインキャピタルにより組成されたリミテッド・パートナーシップであり、かつ、LINE ヤフーによる間接的な出資が予定されている BCPE Blitz Cayman, L.P.（以下「公開買付者」といいます。）による、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場に上場している株式会社カカコム（証券コード：2371、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）と併せて「対象者株券等」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施予定について公表しておりました。

公開買付者は、Kamgras 1 株式会社（以下「Kamgras 1」といいます。）による対象者株券等を対象とする公開買付け（以下「Kamgras 1 公開買付け」といいます。）における対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「Kamgras 1 公開買付価格」といいます。）は、2026 年 8 月 27 日付で 3,570 円から 3,571 円に、2026 年 9 月 10 日付で 3,571 円から 3,680 円に、それぞれ引き上げられたものと認識しております。

これを受け、公開買付者は、本公開買付けにおける対象者株式 1 株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を 3,597 円（ただし、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）との間で、KDDI の所有する対象者株式の全て（所有株式数：35,016,000 株、所有割合：17.55%）について本公開買付けに応募せず、その後の対象者の臨時株主総会において対象者の株主を公開買付者及び KDDI のみとし、対象者株式を非公開化するための手続の一環である株式併合に係る議案に賛成した上で、当該手続の完了後に対象者による自己株式取得に応じることを内容とする不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結できた場合には、3,720 円）とすることを決定いたしました。

また、本日時点において、下記「本公開買付前提条件」のとおり、本公開買付けの実施のために必要な本クリアランス（以下で定義します。）の取得は全て完了しております。公開買付者は、対象者の非公開化取引を検討するために対象者が設置した特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）において、対象者が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申がなされ、それを踏まえて、対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られた時点で本公開買付けを速やかに開始する予定です。

以上の変更についての詳細は、以下のとおりです。

【本公開買付価格】

7 月 29 日付買付者プレスリリースにおいてお知らせしたとおり、公開買付者は、2026 年 7 月 29 日、本公開買付前提条件（下記「本公開買付前提条件」において定義します。）が充足されていることを条件として、本公開買付価格を 3,520 円（ただし、公開買付者が KDDI との間で本不応募契約

を締結できた場合には、3,640 円)とし、本公開買付けを実施することを決定しておりました。

その後、2026 年 8 月 21 日付「(経過開示) BCPE Blitz Cayman, L.P. による株式会社カカコム (証券コード: 2371) に対する公開買付けの開始予定に係る経過に関するお知らせ」においてお知らせしたとおり、公開買付者は、2026 年 8 月 13 日付の Kamgras 1 公開買付価格の引上げを踏まえ、差し当たり、2026 年 8 月 21 日時点における Kamgras 1 の提案 (公開買付価格: 1 株当たり 3,570 円) と公開買付者の提案 (公開買付価格: 1 株当たり 3,520 円。ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,640 円) について、対象者の主要株主である Oasis Management Company Ltd. 及び同社の関連ファンド又は関連エンティティを含む対象者の株主の皆様のご判断を仰ぐため、本公開買付価格の引上げは行わず、Kamgras 1 公開買付けの期間満了を静観することとしておりました。

その後、Kamgras 1 公開買付価格は、2026 年 8 月 27 日付で 3,570 円から 3,571 円に、2026 年 9 月 10 日付で 3,571 円から 3,680 円に、それぞれ引き上げられたものと認識しております。

これを受け、ベインキャピタル及び LINE ヤフーは、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同有無及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、また、LINE ヤフーにおいてはこれに加えてゴールドマン・サックス証券株式会社 (以下「ゴールドマン・サックス証券」といいます。) から 2026 年 7 月 28 日付で取得した算定書及びゴールドマン・サックス証券による財務見地からの助言も踏まえ、本公開買付価格を 3,597 円 (ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には 3,720 円) とすることを決定いたしました。

本公開買付価格である 3,597 円 (ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,720 円) は、Kamgras 1 公開買付けに関する一部報道機関による憶測報道がなされた 2026 年 4 月 23 日の前営業日である 2026 年 4 月 22 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 2,121 円に対して 69.59% (ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合の本公開買付価格 (3,720 円) においては 75.39%。小数点以下第三位を四捨五入しており、以下、プレミアム又はディスカウントの計算において同じです。)、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 2,103 円に対して 71.04% (同 76.89%)、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 1,949 円に対して 84.56% (同 90.87%)、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 2,166 円に対して 66.07% (同 71.75%) のプレミアムを加えた価格となります。また、本公開買付価格である 3,597 円 (ただし、KDDI との間で本不応募契約を締結できた場合には、3,720 円) は、本プレスリリースの公表日 (本日) の前営業日である 2026 年 9 月 15 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値 3,839 円に対して 6.30% (同 3.10%) のディスカウントとなる価格、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 3,707 円に対して 2.97% のディスカウントとなる価格 (同 0.35% のプレミアムとなる価格)、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 3,612 円に対して 0.42% のディスカウントとなる価格 (同 2.99% のプレミアムとなる価格)、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 3,162 円に対して 13.76% (同 17.65%) のプレミアムを加えた価格となります。

【本公開買付前提条件】

7月29日付買付者プレスリリースにおいて、本公開買付けの実施は、①対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②本特別委員会において、対象者が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、③法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、④本取引を実施するにあたって各国の競争法を含む法令等に基づき必要となる許可、認可、免許、承認、同意、登録、届出その他これらに類する行為又は手続の取得 (以下「本クリアランス」といいます。) が完了し、又はその完了が合理的に見込まれていること及び⑤対象者に係る業務等に関する重要事実 (法第166条第2項に定めるものをいいます。) で対象者が公表 (同条第4項に定める意味を有します。) していないものが存在しないことを前提条件 (以下「本公開買付前提条件」といいます。) とすることについてお知らせしておりました。

上記④に関して、公開買付者は、2026年8月14日、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得（以下「本株式取得」といいます。）に関する計画の届出を行い、同日付で受理されております。当該届出が行われた場合で、公正取引委員会が独占禁止法第17条の2第1項に定める排除措置命令を発令するときは、公正取引委員会は、株式取得に関する排除措置命令の事前通知を原則30日間の措置期間内に行うこととされています（独占禁止法第10条第9項）が、公開買付者は、公正取引委員会より2026年9月11日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を同日に受領しており、措置期間は同月13日をもって終了しております。

また、公開買付者は、2026年7月3日、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。その後の改正を含みます。）第27条第1項に従い日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣への届出を行い、同日受理されております。当該届出の受理後、公開買付者が本株式取得をすることができるようになるまで30日の待機期間が必要ですが、当該待機期間は2026年7月27日付で短縮され、2026年7月28日より公開買付者による本株式取得が可能となっております（許可等の番号：JD 第619号）。

また、公開買付者は、オーストラリア競争法に関連して、2026年7月30日（現地時間）付で、オーストラリア競争消費者委員会（Australian Competition and Consumer Commission）（以下「ACCC」といいます。）に対して、本公開買付けについて届出が不要である旨の決定（以下「免除決定」といいます。）を受けるために必要となる関連書類を提出しております。その後、公開買付者は、2026年8月14日（現地時間）付で ACCC から免除決定を受領しております。

また、公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法に関連して、2026年8月11日（現地時間）付で、連邦カルテル庁に対して事前届出を行っております。その後、公開買付者は、2026年9月7日（現地時間）付で連邦カルテル庁から本株式取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領しております。

以上のとおり、本日までに本クリアランスの取得が全て完了したため、公開買付者は本公開買付前提条件④の充足を確認いたしました。したがって、公開買付者は、本特別委員会において、対象者が本公開買付けに賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を実施することについて相当である旨の答申がなされ（本公開買付前提条件の②）、それを踏まえて、対象者が本公開買付けに対する賛同意見を表明し、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の対象者における取締役会決議が得られた（本公開買付前提条件の①）時点で、当該時点において本公開買付前提条件の③及び⑤が充足されていることを前提として、本公開買付けを速やかに開始する予定です（注1）（注2）。

（注1）本日時点において、公開買付者は、本公開買付前提条件の③に該当する事情が生じたことは確認しておらず、かかる事態が生じることは稀であることから、かかる条件も十分に満たされる可能性があると考えており、また、本公開買付前提条件の⑤についても対象者の協力を得られる場合には容易に充足されるものと考えております。

（注2）本公開買付けの開始時期については、7月29日付買付者プレスリリースにおいて、2026年9月中旬を見込んでいると公表しておりましたが、その後、Kamgras 1公開買付けに係る公開買付期間が法定の原則的な最長期間である60営業日を超えて例外的に延長され続けている状況（本日時点において、その公開買付期間は95営業日に亘ることが予定されております。）もあり、本公開買付前提条件①及び②が充足されるか否か及び充足される場合のその時期は未定であることから、本日時点でその開始時期は未定です。

以 上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。本公開買付けが開始された場合に売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧ください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、開始された場合、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条（e）項又は第 14 条（d）項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成される予定ですが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。ベインキャピタル、LINE ヤフー、公開買付者及びその関連者（対象者を含みます。）並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

【将来に関する記述】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）12 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、ベインキャピタル、LINE ヤフー、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る場合があります。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。